

# 業務速報

## 「医学適性検査視器検査における 視力判定基準の一部改正について」業務委員会 これまでの基準で操縦者となれなかった者も さかのぼって再検査し道を開くこと!

3月23日、本部は「医学適性検査視器検査における視力判定基準の一部改正について」の業務委員会を開催し、会社から改正点の説明を受けました。今回の改正は、国土交通省「動力車操縦者運転免許に関する省令」の一部改正に伴うもので、組合からは、これまでの基準で操縦者になれなかった者に対する取り扱いや眼鏡使用の見直し、国交省が視力の基準を緩和した背景である信号などの設備改善についてJ R 東海としての考えなどを質問しました。

### 1. 改正内容

健康診断実施取扱細則の別表第2（第29条）を以下のとおりとする。

医学適性検査視器判定基準

従業員 範囲 検査 項目	列車又は車両を操縦する者及び 新幹線の列車の運行を管理する者	左に掲げる者以外の者
視力	各眼の視力が裸眼で0.7以上かつ両眼で1.0以上、又は矯正眼鏡若しくはコンタクトレンズにより、これらの視力と同一の視力に矯正できること	各眼の視力が裸眼で0.7以上又は1眼1.0以上他眼が0.5以上のもの、若しくは矯正視力が各眼0.7以上のもの

### 2. 実施期日

平成24年4月1日

### 3. 医学適性検査における取り扱い

#### (1) 定期検査

- 平成24年度においては、各眼0.7以上であって、かつ各眼1.0以上が確保できない者に対して両眼視力の計測を行う。
- 平成25年度以降は、片眼に加えて両眼視力の計測を行う。

#### (2) 臨時検査（登用）

- 片眼視力に加えて両眼視力の計測を行う。

組合：これまでは視力が1.0以上の基準だったが、その基準でこれまで操縦者になれなかった者に対する取り扱いはどのようにするのか。

会社：可能性のある方については調査を行っている。現在検討中であるが、どのように取り扱うかは今後考えていく。

組合：そういう人達に道を広げること。

組合：現在眼鏡使用の人でも、視力が0.7以上ある人については眼鏡は外しても良いとなるのか。

会社：基本的にはあり得る。判断は健康管理センターが行う。

組合：基準を変える根拠は省令が変わったということからなのか。

会社：そうである。

組合：国土交通省が今回視力を緩和した背景に、信号などの運転保安設備が向上し視認性が良くなったことなどを挙げているが、J R東海としては具備され問題はないということなのか。

会社：自然体に認識してもらいたい。一つひとつの設備を取り上げて言っているものではない。

組合：そうではないのか。背景として謳われている。

会社：この設備がなじまないから、ならば基準を変えられないというものではない。

組合：輸送の安全性を確保した上で基準を見直すとなっているが。安全性は確保されているのかと聞いている。

会社：確保されている。

組合：信号はLEDになっているのか。

会社：その様な具体的な話ではない。国交省が有識者による調査検討委員会を設置し各種検討実験をして、その結果安全性は問題ないとして省令が改正された。

組合：国交省はどこの設備を見て問題ないと言っているのか。会社はどう報告しているのか。

会社：報告などない。調査検討委員会の中に会社からも産業医などが入っているが、設備が条件としてあるわけではない。

組合：一般的に省令は改正されたが、会社が今回の基準を緩和するのだから、国交省の考えに添った形で設備も十分具備しているとされているのではないか。

会社：具備されているかどうかではなく、有識者の検討委員会で安全上問題ないと判断され改正されている。

組合：検討される中で、J R各社や私鉄などが集まって、信号などが見やすくなってきたから視力を緩和しても問題ないとなっているのではないか。しかし見やすくなっていないところも多々ある。国交省としては、そういうところの改善の期待も含めて改正したのではないか。

会社：そういうことではない。今の設備で、どれ位の視力があれば見誤ることはないということだ。

組合：国交省から設備についてなど調査されなかったのか。

会社：調査などない。

組合：とにかく安全が第一である。

以上